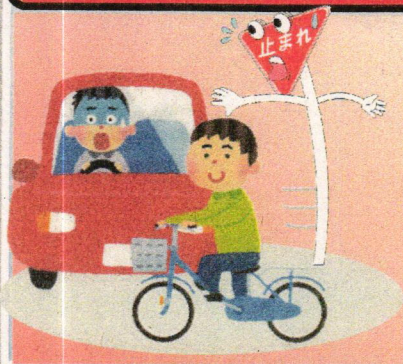


# 原付・自転車を利用の皆さんへ

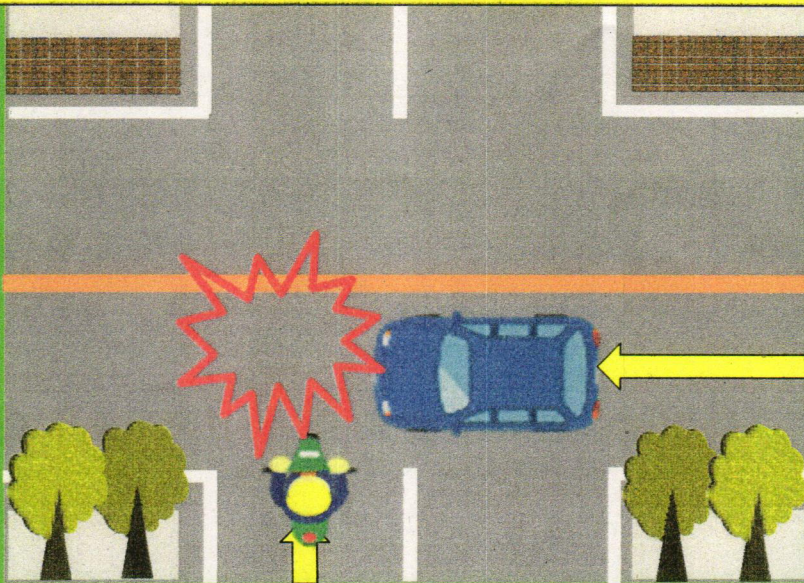


一時停止の標識がある場所では  
**「必ず止まって安全確認」**  
をしてください。  
自転車もですよ。

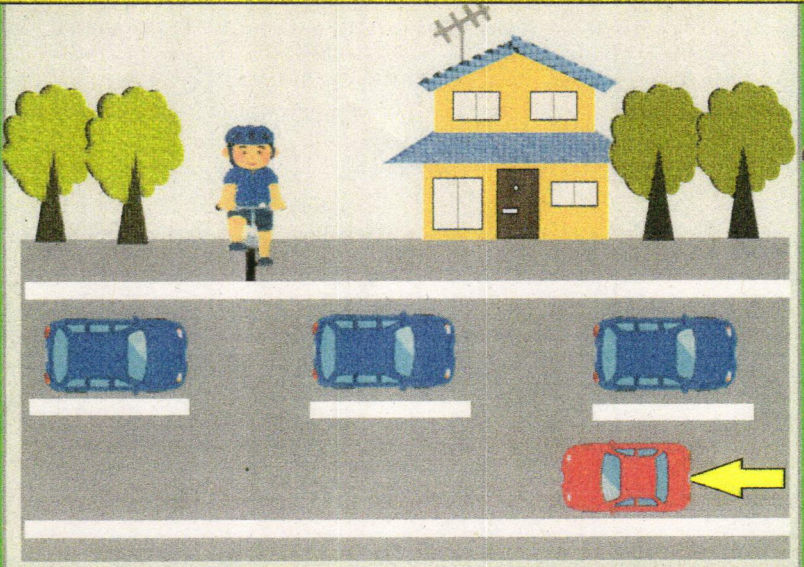
道交法43条

一時停止の道路標識がある交差点では、一時停止しなければならない。

見通しの悪い交差点では徐行して下さい。



渋滞時の通り抜けは危険です。車からは見えていません。



**「止まるべきところでは必ず止まる。」そして事故を未然に防ぎましょう！**



この二次元バーコードを携帯電話・スマートフォンで読み取ると、一宮警察署が作成した他の交通事故防止啓発チラシが閲覧できます。閲覧して実践しよう！

一宮警察署交通課作成